

町報岡垣 所役者 静江 行町任 俵口 印刷所 大和印刷 岡垣町長 印 刷 所 有限会社 東郷27番 電話

町制施行に当って

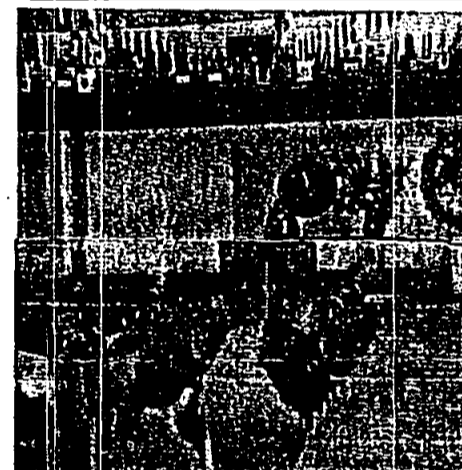
岡垣町長 俵口 静江

十月一日、町制施行を行い、記事業の実現に努力を致す所存であります。町民各位に於かれましても町制施行を契機に単なる衣替でなく、気分を新たにし、よりよい環境をつくり上げ、誇りに充ちた新町の建設に一層の御協力を願するものであります。

愈々岡垣町誕生

岡中で記念式典挙行

いよいよ十月一日を迎えた。望ましい町制施行の日である。爽やかな秋空に鳴り響く煙火の音が町内に、岡垣町の誕生を伝えているようであった。



町制施行記念式典

国民年金便り

十月一日から、恩給などの年金受給者も国民年金がもたらえます。今までは単に恩給なり、あるいは厚生年金、普通恩給と云った、公的年金の支給を受けている公的年金受給者が、国民年金受給者(軍人恩給の傷病年金、遺族援護法による年金及び扶助料等)は、公的年金と国民年金を合算して七万円以下であれば、国民年金が支給されます。



保育園児の旅行列

議会たより

九月二十二日

- 一、議案第五七号 教育委員会委員の選任に ついて 俵口久栄委員 再任
二、議案第五八号 農業共済損害評価委員の選任に ついて 河原安八、早苗伍郎、藤岡常雄、小野浅吉、山形利雄、俵口和敏、吉田 登、旗生武徳、石田 肇、梅田、薫、中川 勝、安部市郎

- 三、議案第六三号 電話債券の処分について 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案
四、議案第六四号 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案
五、議案第六五号 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案
六、議案第六六号 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案

- 七、議案第六七号 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案
八、議案第六八号 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案
九、議案第六九号 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案
十、議案第七〇号 昭和三十七年度岡垣町収入 歳出追加更正予算案

十月十五日より 旧電話一〇三番番号一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇一〇

訂正とお詫び 町制施行記念に発行した町勢要覧「おかがきまち」の刊行物中、部落長名に左記二名の部落長名がもれておりますので、お詫び致します。

赤ちゃん保健コンテスト開催 昭和三十七年度の秋赤ちゃん保健コンテスト第一、二次予選会を吉木小学校講堂に於て、九月二十七日開催した。



Table listing names of participants in the health contest, categorized by age groups and awards.

少年補導員制度発足

最近特に激増する少年非行の状況にかんがみ、非行少年の補導活動の強化と、地域環境の浄化を推進して少年の健全育成を図ることを目的として、本年八月から少年補導員制度が設けられた。この補導員は、県警察本部より委嘱され、県下三五〇名、折尾警察署管内一五名、岡垣地区は一名で、役場の刀根重弘君になって

最近特に激増する少年非行の状況にかんがみ、非行少年の補導活動の強化と、地域環境の浄化を推進して少年の健全育成を図ることを目的として、本年八月から少年補導員制度が設けられた。この補導員は、県警察本部より委嘱され、県下三五〇名、折尾警察署管内一五名、岡垣地区は一名で、役場の刀根重弘君になって

公民館対抗相撲

三吉の四連勝なる

第十一回公民館対抗相撲は、十月九日午後二時より高倉宮土俵場で行なわれた。本年は青年部が活躍の場を、参加部は五チームと、本大会開始以来最も不振な対抗相撲となった。

三吉の四連勝なる
優勝 三吉
準優勝 元松原
三位 西黒山
四位 石田勝義
五位 藤岡末治
六位 中野広毅
七位 伊藤喜代治

県民体育大会で相撲青年の部で優勝

十一月に全国大会に上京

第五回福岡県民体育大会は、去る九月二十三日福岡市平和台競技場を中心として行われたが、遠賀郡からは選手団百八十名が参加して各種目に健闘した。

その中でも相撲が一番好成績であった。平和台競技場で大濠高校土俵場で行われ、一般の部では惜しくも第三位となった。期待の青年の部では

一回戦 不戦勝
二回戦 朝倉部と対戦し二勝一敗
三回戦 直方市と対戦し二勝一敗
四回戦(準優勝戦) 筑紫郡と対戦し二勝一敗
優勝戦 甘木市と対戦し二勝一敗

地方税法の一部(通則関係)改正について

昨年七月税制調査会第二次答申で「国税通則法の制定に関する答申」が行なわれ、国税については本年四月一日「国税通則法」が施行されたわけですが、地方税法については、納税者に直接関係のあるものにつき改正された。その主なものは

- 1. 延滞金及び加算金の軽減合理化**
従来地方税が納期限までに納められない場合には、納期限の翌日から納付の日まで日歩三銭の延滞金と、督促状を発送した日から十一日以後三銭の延滞加算金が徴収されることになっていたのを、それぞれ二銭に軽減し、延滞金と延滞加算金を統合し、延滞金とした。そして十月一日以後の期間については新法で、九月三十日までの期間については旧法で計算する。この改正で延滞金は軽減されるが、旧法の延滞加算金は滞納税額の5%に止める制限がなくなったので、長期滞納者には、今までより負担が重くなる可能性がある。
- 2. 不申告加算金を一律10%に、重加算金を30%に軽減した。**
- 3. 賦課権の期間制限**
地方税の更正、決定をすることのできる期間は、左のものを除き、従来の五年間を、法定納期限から三年間に縮小した。
1. 税額、加算金を減少させる決定
2. 詐欺、不正で税を免れた場合の更正、決定
3. 固定資産税、不動産取得税の賦課、決定
- 4. 徴税令書の名称改正**
「徴税令書」という固苦しい名称は時代感覚にそわないので、来年度から「納税通知書」といふ名称にかえる。
- 5. 郵送による書類の提出期限**
期限内に提出しないと、納税者の不利になるような申告書等は、従来から到達主義だったが、書類が郵送された場合は、郵便局のスタンプ印に示された日に提出されたものとみなすこととした。

(税常4) 印紙税 (国税)

印紙税とは、財産権の創設、移転、変更、消滅、帳簿及び財産権の追認、承認を証明すべき証書に課せられる税金。納税義務者は、証書、帳簿の作製者。課税標準

- ①証書は一通ごと、帳簿は1冊1年以内の付込みに課税される。それで満1年経過後の帳簿の付込中は再び1年分の税金を納めなければならない。
- ②証書一通とは単に1通の文書をいうのではなく、1個の事実又は法律行為を証明すべき各1通の文書が一つ、数個の事実又は法律行為を、便宜上1通の文書にまとめて証明していることが明らか場合は、同数の証書が作られたものとして取り扱う。
- ③同一内容の証書数通を作成した場合は、その証書の各通ごとに課税される。

注意事項
④「以上」「以下」「未満」「超えるもの」の意味例 3000円以上、又は3000円以下は、3000円を含む。3000円未満又は3000円を超えるものには3000円は含まない。
⑤「記載金額」とは、その証明の目的に応じた金額のことで、証書に金額の記載がなくても、金額の単位と数量の双方が記載され総金額が算出できるものは、その総金額が記載金額。

印紙税の課税される証書と税率等

項目	税率
1. 不動産・立木の売買契約書	記載金額の1%
2. 借入金証書、公正証書	3万円以下 20円
3. 借入金証書、公正証書	10万円以下 60円
4. 借入金証書、公正証書	50万円以下 200円
5. 借入金証書、公正証書	100万円以下 300円
6. 借入金証書、公正証書	5万円 5円
7. 借入金証書、公正証書	10万円 10円
8. 借入金証書、公正証書	30万円 30円
9. 借入金証書、公正証書	50万円 50円
10. 借入金証書、公正証書	100万円 100円
11. 借入金証書、公正証書	10円
12. 借入金証書、公正証書	10円

※非課税は記載金額3000円未満のもの
※記載金額3000円未満のものは非課税(税務)

新海老津十字街に交通信号機新設

10月2日点灯式挙行
交通量の増加に伴い交通事故が増加する恐れがあるため、管内の交通安全を期するため、幹線国道筋の海老津十字街に交通信号機を設置して、交通を規制するよう計画した。昨



青年相撲優勝(大濠高校にて)

岡垣町寿会総会開催

老人続々とつめかけ盛会
かねて結成準備をすすめていた老人クラブ、岡垣町寿会は殆んど全部落が付加入し、会員数八百三十七名を数える大きな団体となった。従って第一回の結成総会を、町制祝賀行事の一環として十月三日午前十時半より、吉木小学校講堂にて開催した。

当日は幸に天候に恵まれ、定刻一時間前から、会員が続々とつめかける状況は流石に老人らしい会合だと感じられた。十時半から開会したが六百三十四名の会員が集まり盛大な総会となった。随分蒸し暑い日であったが、会長の挨拶、会務の報告、講演、会員の意見発表、来賓祝辞、合唱と秩序正しく進行して午前の行事を終った。

午後三時千賀子一座の余興あり、午後四時半終了した。何分老人の寄りとしている。

山林の保護 育成を!

山林の保護 育成を!
また官有自然林も、水源保護保安林という目的のため、これも反当立木石敷増大のため、年々数町歩の伐採が継続されました。上高倉地区関係は年々起る洪水と早魃の災害防止の爲、伐採中止を管林署に要請しましたので、年々五町歩の計画伐採を現在中止されています。

水源涵養保安林は育成管理を十分に施して、早い所で二十年の歳月が必要ですが、年々五町歩伐採されて二十五年後に保安林にならないとすれば、常時百町歩の官有林が必要で、しかも官有林は管理の出来にくい場所があり、二十年では保安林の目的を果しません。従って民有林の伐採が行われることは憂慮に堪えません。

早魃時に雨の降る条件としては、海岸で熱せられた水蒸気が山頂で冷却され雨となる場合、山林中の水分が熱せられて上昇し冷却されて雨となる場合、両方の条件が併行して雨となる場合があり、伐採はこれ等の条件を人為的に破壊することになり、乱伐は甚だばりなものです。更には北九州市や福岡市に隣接する住民が悪い場所



交通信号機新設

の原は既に設置を終ったので、本町でも種々接洽の結果、本町でもその必要性を認め、町制施行記念事業の一つとして、町費より五拾万円の経費を負担すること町議会で議決した。なお、町からの補助金一〇万円を加えて、九月下旬着工して十月一日には完成を見たので、十月二日午後二時より現地にて点灯式が行われた。先ず修設に就いて神事が行われ、主催者警察署長の挨拶があり、供町長の手により、点灯の儀が行われ、次いで、ストップの信号機が活動するようになった。

演芸会場(海老津)
心配もされたが、事故もなく盛会裡に終了して、寿会の存在も広く町民に認められることになった。今後この会が設立の趣旨にそつうよう運営されて発展することを祈ってやみません。寿会員へのお知らせ
◎副会長でありました故永見類次郎氏は生前寿会の基金に金壹万円を寄贈されました。

編集室便り
岡垣村報は昭和二十五年五月第一号発行以来、去る九月号で通算二二六号となりました。この十月号から町制が布かれたので町報として生まれ変わったので、町民の御覧を賜うべく、過去十四年を振り返って見ます。過去十四年を振り返って見ます。町民の方々に多くのお便りや手紙が耳に届きました。しかし月一度のタブロイド版の発行では編集にも多くの不便を感じて来ましたが、今後町報として、編集内容、発行回数、配布方法等研究して改善したいと思っております。今回発行の第一号は題字が間に合いませんので、かりのものを使っていますので御諒承下さい。



秋月清香